

令和8年度入札及び契約に関する注意事項

和光市発注工事及び委託の入札及び契約の履行にあたっては、次の事項を遵守すること。

＜共通事項＞

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加業者は、和光市建設工事請負契約約款、図面、設計書、仕様書、建設工事請負等指名競争入札参加者心得及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札すること。
- (2) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号、以下「建設業法」という）第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。
- (5) 労働関係法令を遵守するとともに、健康保険、雇用保険及び厚生年金等に参加し、労働者の健康保持、福利厚生等の改善に努めること。
- (6) 本市発注の工事又は委託は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）又は国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

令和8年度 労務単価表 単位：円（所定労働時間内、1日8時間労働当たり）

職 種	金 額	職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	29,000 (42,800)	普通作業員	25,900 (38,900)	軽作業員	18,000 (26,600)
鉄筋工	33,200 (49,000)	特殊運転手	31,700 (46,800)	一般運転手	27,400 (40,500)
型枠工	32,900 (48,600)	大工	30,600 (45,200)	交通誘導員B	18,000 (26,600)

（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舍費等）

※詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

2 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。

＜建設工事に関する事項＞

1 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めること。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。
- (3) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書（別途既定の様式による。）、施工体制台帳及び施工体系図を工事の発注課所に提出すること。併せて、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事現場に掲示すること。
- (4) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しているため、工事の施工にあたっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めること。

2 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう

公正な取引を確保するよう努めること。

- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、できる限り市内の業者を選定するとともに、建設資材についても市内（埼玉県）産品を使用するよう努めること。

3 労働者の福祉の向上と労働災害の防止について

建設労働者の雇用に際しては、これら労働者の健康の保持、適正な賃金及び労働時間等による雇用・労働条件の改善のほか、福祉向上のため、社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）への加入及び適切な掛金の納付に努めること。さらに、労働災害の防止においては、仕様書等に定めるところにより、元請、下請けが一体となって特段の注意を払うこと。

4 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入をうけないなどの必要な措置をとるよう努めること。

5 建設業退職金共済組合への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、建設業退職金共済組合に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 1件あたりの請負代金額が600万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途既定の様式による。）を契約締結後1か月以内に発注機関に提出すること。また、工事終了後、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（別途既定の様式による。）を提出すること。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、この制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めること。
- (4) 工事請負契約を締結した業者は、組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。

6 技術者の適正な配置について

- (1) 1件の請負代金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。
- (2) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置すること。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (3) 監理技術者又は主任技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

7 経営事項審査について

建設業法の規程により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は和光市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

8 カルテの作成及び登録について

建設工事の受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、CORINS（工事実績情報システム）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員及び企画部財政課契約検査担当の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに一般財団法人日本建設情報総合センターに登録申請すること。ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録すること。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員及び企画部財政課契約検査担当に提出すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9 工事成績の評定について

「和光市建設工事成績評定実施要領」に基づき、500万円以上の工事について、工事成績の評定を行う。

10 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

11 建設業における社会保険の加入について

社会保険の加入は元受業者のみならず下請業者にも適用されるため、国土交通省の示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、下請業者についても社会保険制度が適切に運用されるよう、元請業者として現場管理における更なる法令遵守の徹底を図り、社会保険未加入業者を下請け業者として選定しないこと。

※法人及び常時使用する労働者が5人以上いる個人事業主は法令で社会保険の加入が義務付けられています。

＜業務委託に関する事項＞

1 業務委託の適正履行について

業務委託については、業務委託契約約款第5条により一括再委託等が禁止されているので注意すること。

2 カルテの作成及び登録について

建設工事に係る設計、調査及び測量の業務委託の受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務委託について、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員及び企画部財政課契約検査担当の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに一般財団法人日本建設情報総合センターに登録申請すること。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員及び企画部財政課契約検査担当に提出すること。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

入札参加者 各位

和光市長

下請負等における市内業者の活用促進について

現下の経済情勢の下、市内企業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

本市では、かねてより建設工事等の発注にあたりまして、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を優先するよう努めております。

入札参加者の皆様におかれましては、このような本市の取組みについてご理解いただき、本市発注工事等を受注された際には、市内業者の受注機会の確保の観点から下記事項にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 下請発注における市内業者の活用

本市発注工事等の施工に際し下請発注する場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください

2. 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守

工事を下請発注する場合は、適切な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守してください。

3. 建設資材、建設機械等の購入や借入れにおける市内業者の活用

施工に必要な建設資材、建設機械等を購入又は借入れする場合は、できる限り市内業者を優先して活用するよう努めてください。

4. 下請発注における適切な労働賃金の支払いについて

今年度の公共工事設計労務単価が公表されました。

これは、技能労働者の賃金水準の引き上げ、法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に必要な法定福利費相当額を反映して設定されたものでありますので、適切な価格での下請契約の締結を徹底していただくとともに、技能労働者への適切な水準の賃金支払についてご配慮をお願い申し上げます。

【担当】

財政課契約検査担当

入札説明書

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律については、令和7年 12 月 12 日に完全施行されました。同法第 12 条及び第 13 条の規定により、入札者は入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

また発注者はその提出された内訳書の内容の確認等を行い必要な措置を講じなければならないとなっています。

○入札金額見積内訳書

入札金額見積内訳書に下記の科目を追加しました。

- 材料費
- 労務費
- 法定福利費の事業主負担額
- 建退共制度の掛金
- 安全衛生経費

入札時には、これらの科目についても、必ず金額を明記してください。

明記されていない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

○労務費ダンピング調査の実施

本工事は、入札金額見積内訳書に記載された直接工事費が設計金額の一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法は対面によるヒアリング後、書面にて提出してください。

イ 書面の様式やヒアリング日時等については落札候補者に別途連絡します。

書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

一定水準(土木工事) = 当該工事設計金額の直接工事費 ×

中央公契連モデルの係数

一定水準(建築工事) = 当該工事設計金額の直接工事費 ×

(1-0.1 又は 0.2(※)) × 中央公契連モデルの係数

中央公契連モデルの係数 0.97

※一般工事:0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事:0.2

和光市企画部財政課 契約検査担当